

ともにつくろう だれもが安心して暮らせる 多文化のまち安城



目次

I 策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 位置づけ	2
3 計画期間	2
II 安城市の多文化共生に関する現状	3
1 外国人人口の状況(統計データ)	3
2 多文化共生に関する市民の意識(アンケート調査)	7
3 第2次安城市多文化共生プランの実施状況	11
III 基本的な考え方	14
1 理念	14
2 施策の方針	14
IV 施策内容	17
1 多様な主体による地域づくり	17
2 ライフステージに応じた暮らしの支援	21
3 コミュニケーションの充実	27
V プランの推進に向けて	31
1 プランの周知	31
2 プランの推進体制	31
3 プランの進捗管理	32
【資料編】	34

I 策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、多文化共生¹施策の方針として、平成26（2014）年3月に安城市多文化共生プラン、平成31（2019）年3月に第2次安城市多文化共生プラン（以下、「第2次プラン」という。）を策定し、さまざまな取組を推進してきました。

第2次プランの策定以降、国においては、人材の確保が困難な一部の産業分野における人手不足に対応すべく、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を労働者として受入れるための新たな在留資格である「特定技能」を、平成31（2019）年4月に創設しました。

また、同年6月には、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与することを目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行されています。

前述した「特定技能」は、受入れ対象分野の拡大が進み、令和6（2024）年以降5年間の受入れ見込数（上限数）は82万人と、制度開始時から5年間の約35万人と比べて大きく増加した人数が設定されています。

さらに、令和9（2027）年からは技能実習制度が廃止され、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とした「育成就労」制度の実施が予定されており、育成就労から特定技能を経た、中長期的な日本での在留や活躍が予想されます。

国において労働者としての外国人の受入れ拡大が進む中、製造業など産業が盛んな本市では、外国人市民²は今後ますます増加することが見込まれます。こうした社会情勢を踏まえながら、改めて本市の多文化共生を取り巻く現状や課題を整理するとともに、基本的な考え方や施策を定め、より一層多文化共生を推進するために、第3次安城市多文化共生プラン（以下、「本プラン」という。）を策定します。

¹ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

² 本プランでは、安城市に在住、在勤、在学又は活動を行う外国籍の人に加え、外国につながりをもつ人（日本国籍でも外国にルーツを持つ人、長期間外国に住んでいて生活習慣などの異なる人）など、幅広く捉えます。ただし、アンケートや取組内容など、場合によっては外国籍在住者に限定していることがあります。

2 位置づけ

本プランは、本市の中長期的なまちづくりの指針である「第9次安城市総合計画」に基づくとともに、国や県の関連する計画などを踏まえた上で、本市の多文化共生推進の方針や考え方を示したものです。

また、本プランの推進にあたっては、本市の他の個別計画との整合も図りながら、総合的かつ体系的に施策を推進していきます。

【第9次安城市総合計画（令和6（2024）年度～令和13（2031）年度）】

分野別計画4 市民参加と協働より抜粋

施策の取組（2）男女共同参画と多文化共生の推進

③国籍に関わらず市民が集い、交流を深めることができる機会の提供などにより、互いに理解し尊重しあう多文化共生意識の啓発・醸成に取り組みます。

④外国人市民が暮らしやすい環境をつくるため、行政・生活情報の多言語化などにより相談体制や情報提供の充実を図るとともに、日本語教育を推進し、コミュニケーションや生活の支援を行います。

【国や県の関連する計画など】

資料編「1 国や県の動向」を参照

3 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
安城市	第9次安城市総合計画（R6～R13）					
	第2次安城市多文化共生プラン（H31～R6）	第3次安城市多文化共生プラン（R7～R11）				
国	総務省「地域における多文化共生推進プラン」（H18策定、R2改定）※期間の定め無し					
	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（R4～R8）					
	日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（R2策定）※概ね5年					
愛知県	第4次あいち多文化共生推進プラン（R5～R9）					
	愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針（R4策定）※概ね5年					

Ⅱ 安城市の多文化共生に関する現状

1 外国人人口の状況(統計データ)

(1) 外国人人口の割合

本市の外国人人口は、令和6（2024）年9月末現在8,523人で、市内人口に占める割合は4.5%³です。全国や愛知県と比較して、外国人人口の割合は高くなっています。

図表1 外国人人口と割合（愛知県、全国比較）

	外国人人口	外国人人口割合
安城市	8,523人	4.5%
愛知県	321,041人	4.3%
全国	3,588,956人	2.9%

（出典）安城市人口：安城市「住民基本台帳（令和6（2024）年9月30日現在）」

愛知県・全国外国人人口：法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計（令和6（2024）年6月30日現在）」

愛知県人口：愛知県統計課「あいちの人口（令和6（2024）年7月1日現在推計値）」

全国人口：総務省統計局「人口推計（令和6（2024）年7月報）」

(2) 外国人人口、国籍の推移

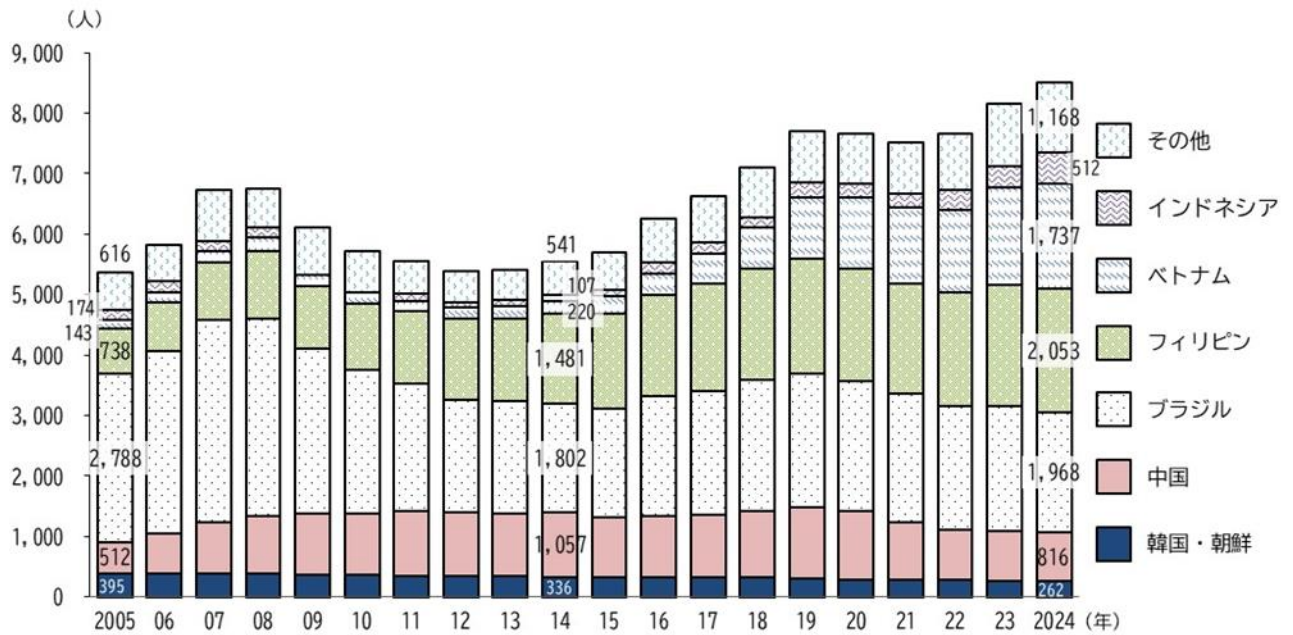
本市の外国人人口は、平成20（2008）年の世界的な金融危機（リーマン・ショック）、平成23（2011）年の東日本大震災及び令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症などの経済的・社会的要因により、減少した期間もありますが、長期的に見て増加しています。

国籍別の外国人人口は、フィリピンが2,053人、全体の24.1%で最多となっています。10年前（1,481人）に比べて、1.4倍に増加しています。

次いで多いのはブラジルの1,968人です。以前は外国人人口の半数以上をブラジルが占めていましたが、他の国籍が増えてきたこともあり、比率は減少傾向にあります。3番目に多いベトナムは1,737人で、10年前（220人）に比べて7.9倍と急増しています。4番目に多い中国は816人で、10年前（1,057人）に比べてやや減少しています。

³ 本プラン内における統計などの数値は、全て小数第2位を四捨五入しています。

図表２ 安城市の国籍別外国人人口の推移



(出典) 安城市「住民基本台帳（各年９月３０日現在）」

(注) 「インドネシア」は平成２１（２００９）年、平成２２（２０１０）年のデータ無し、その他に含まれる。

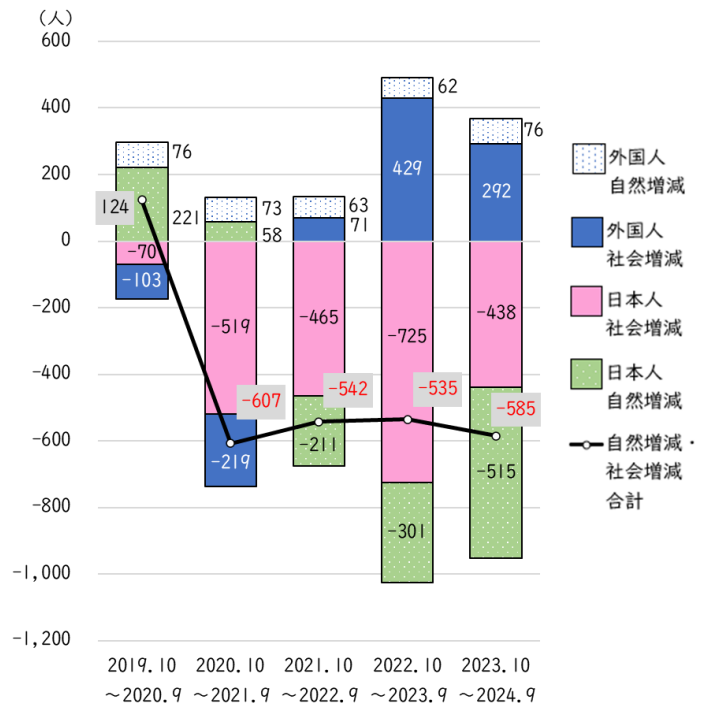
(3) 人口増減における外国人人口の影響

本市では、日本人も含めた全体の人口は、「２０２０年１０月～２０２１年９月」以降減少しています。

転入・転出などの社会増減において、日本人は「２０１９年１０月～２０２０年９月」以降減少が続いていますが、外国人は「２０２１年１０月～２０２２年９月」から増加に転じています。

出生・死亡などの自然増減において、日本人は「２０２１年１０月～２０２２年９月」以降減少していますが、外国人は自然増を保っています。

図表３ 安城市の人口増減の内訳

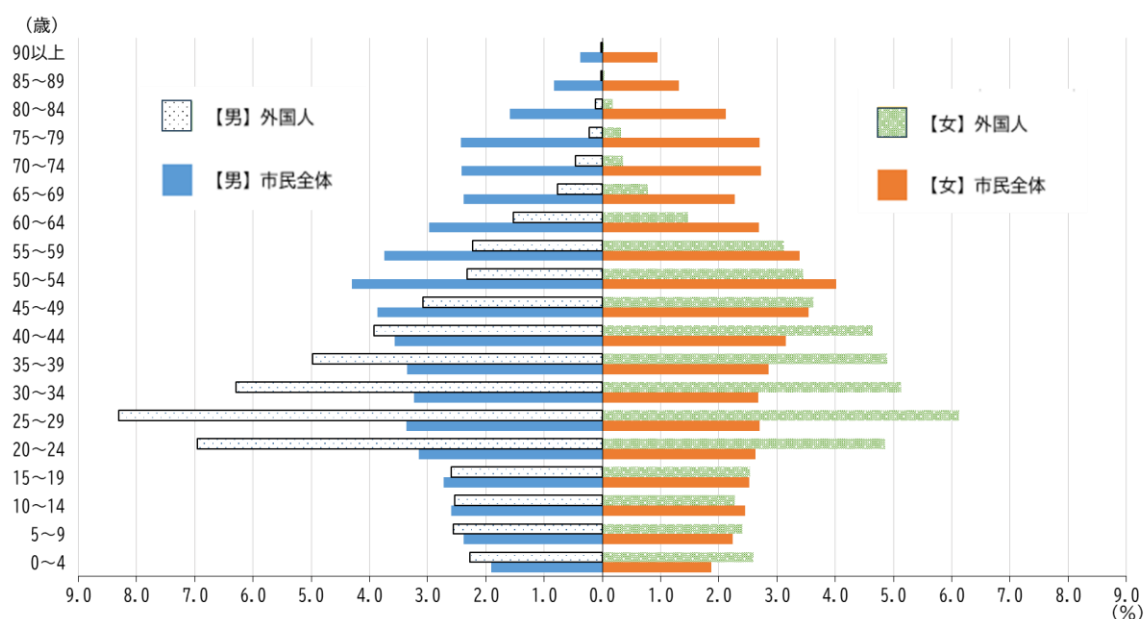


(出典) 安城市「住民基本台帳（各年１０月～翌年９月）」

(4) 性別・年齢別人口構成の状況

本市の外国人と市全体の年齢別人口構成をみると、市全体では50～54歳が最も多くなっていますが、外国人では、25～29歳が最も多くなっています。外国人の15～64歳の生産年齢人口は82.0%、15歳未満の年少人口は14.6%、65歳以上の高齢者人口は3.3%であり、本市における外国人は勤労世代が多く、高齢者が少ない状況です。

図表4 安城市の男女別年齢別外国人及び全体の人口割合



(出典) 安城市「住民基本台帳(令和6(2024)年9月30日現在)」

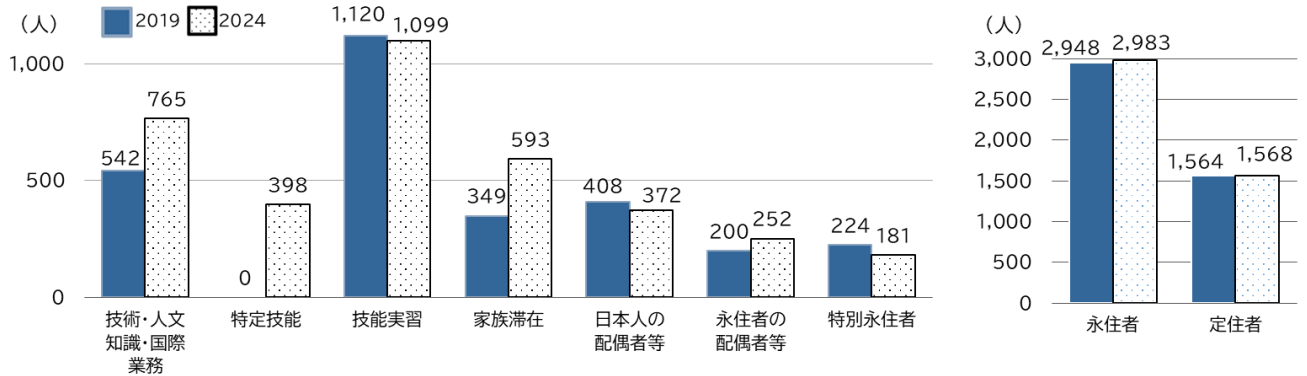
(5) 在留資格・就労

本市の在留資格別の外国人人口は、永住者が2,983人、定住者が1,568人と多く、次いで技能実習、技術・人文知識・国際業務、家族滞在、特定技能、日本人の配偶者等の順となっています。

本市では、就労制限がなく、日本での継続居住が可能な永住者、定住者、特別永住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の割合が多くなっています。

一方で、令和元(2019)年と比較すると、技術・人文知識・国際業務や特定技能などの就労を目的とした在留資格をもつ人が増加しており、人手不足や特定技能制度の受入れ数の拡大などを背景として、今後も増加していくことが見込まれます。

図表5 安城市の外国人の在留資格

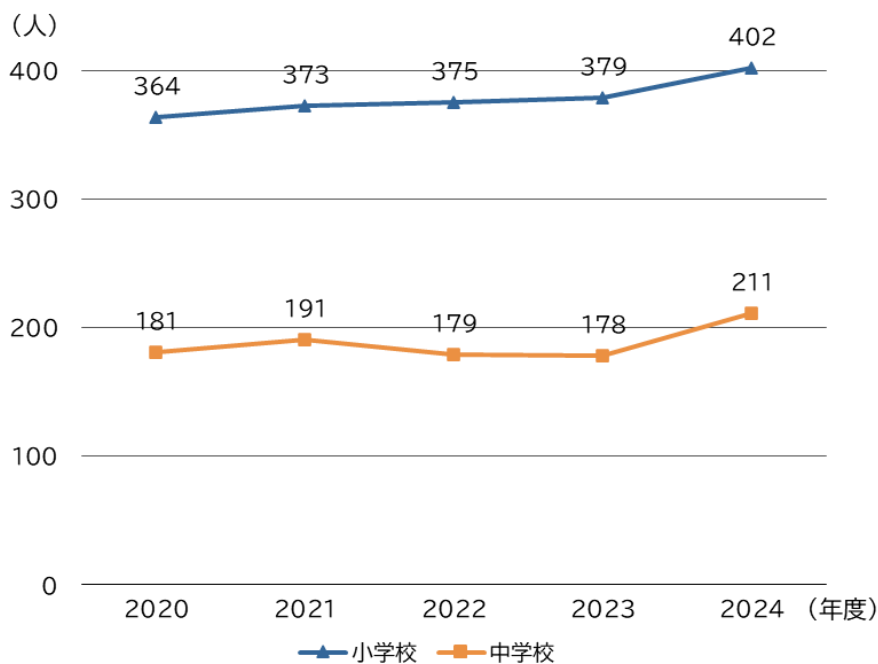


(出典) 安城市「住民基本台帳(令和元(2019)年9月30日現在、令和6(2024)年9月30日現在)」

(6) 子どもの状況

本市の日本語指導が必要な児童生徒数は、新型コロナウイルス感染症などの影響により近年は横ばいで推移していましたが、令和6(2024)年度は増加しています。技術・人文知識・国際業務などの家族滞在が認められている在留資格が増加していることから、日本語指導が必要な児童生徒の数についても、今後増加が見込まれます。

図表6 安城市における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



(出典) 庁内資料

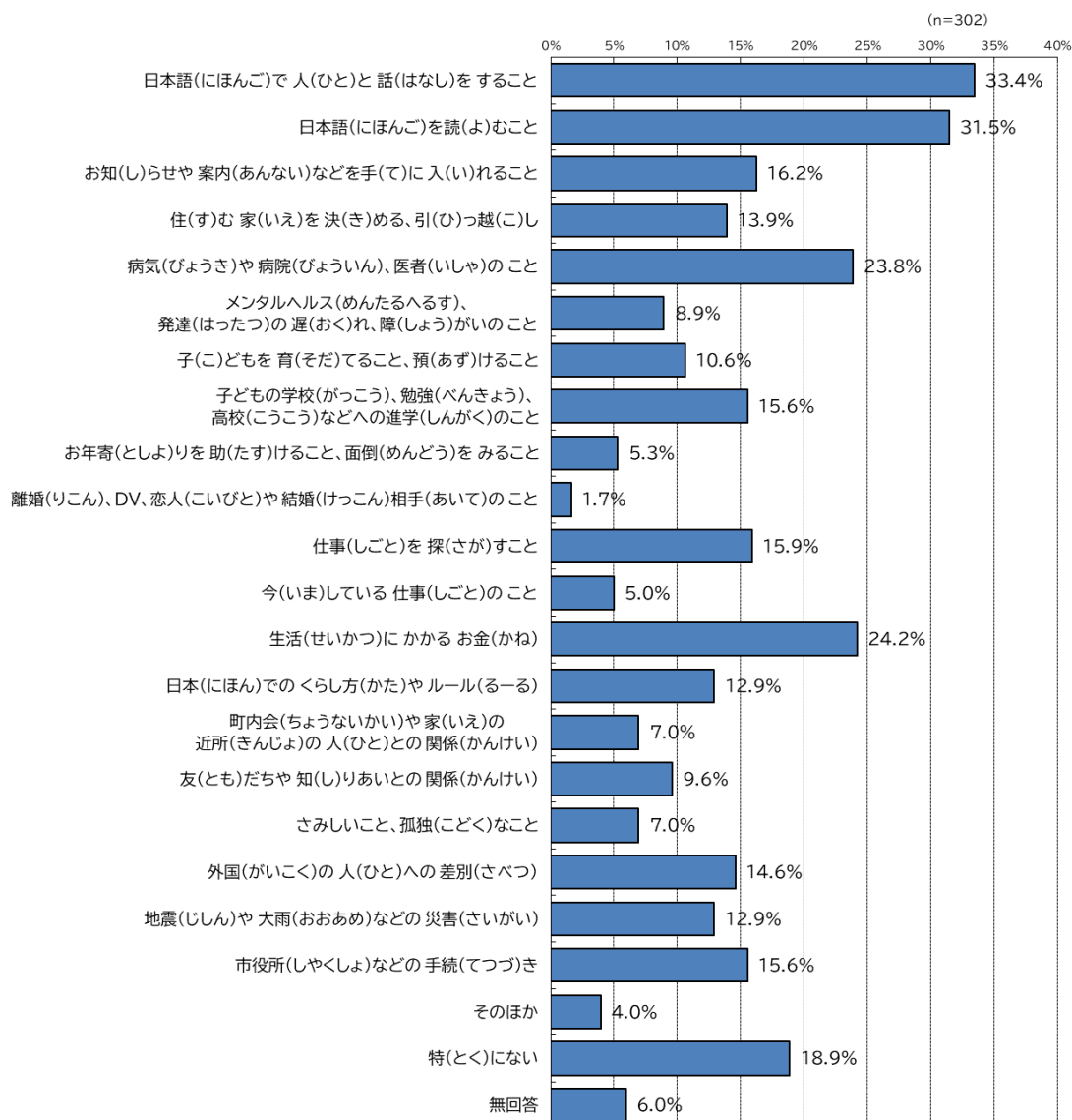
2 多文化共生に関する市民の意識(アンケート調査)

(1) 外国人市民の意識

① 日本で困っていること・相談したいこと

外国人市民が困っていること・相談したいことは、「日本語で人と話をすること（33.4%）」や、「日本語を読むこと（31.5%）」といった日本語でのコミュニケーションの割合が高くなっており、次いで「生活にかかるお金」（24.2%）、「病気や病院、医者なこと」（23.8%）となっています。

図表7 日本で困っていること・相談したいこと



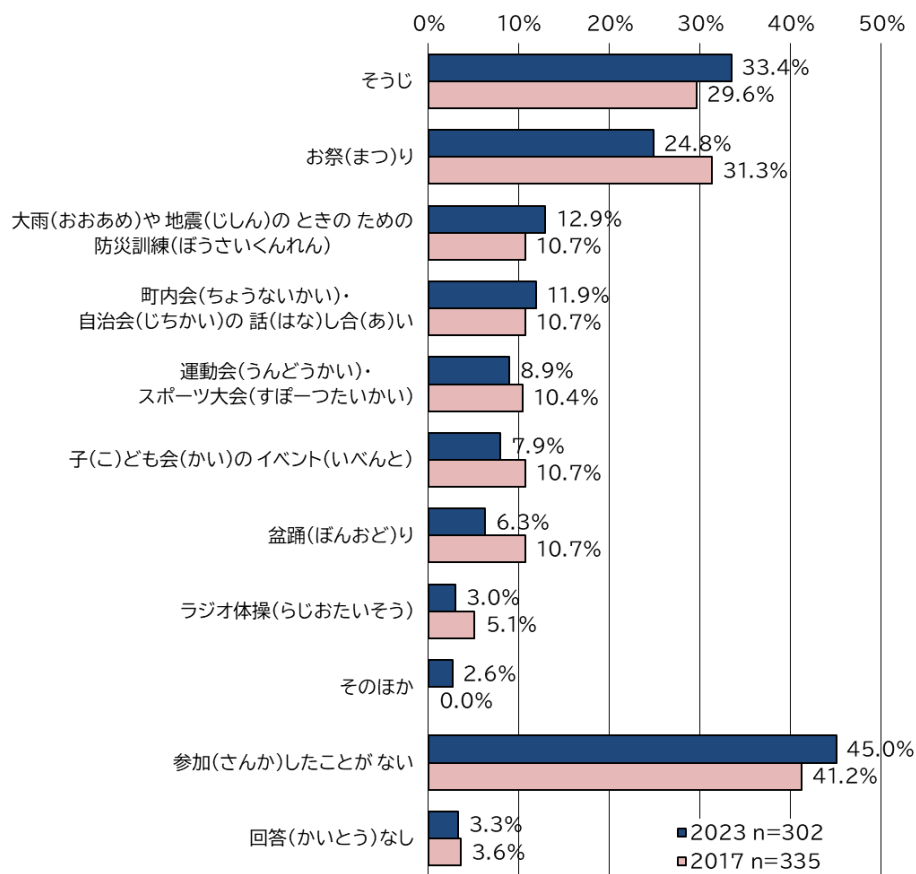
(出典)「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート (外国人市民)」

② 地域の行事などに参加したことがある外国人市民

外国人市民が参加したまちのイベントとしては、「そうじ」が最も多く33.4%です。新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、「お祭り」は前回調査から減少し24.8%となっています。

全体としては、「参加したことがない」が最も多く45.0%であり、外国人市民のまちのイベントへの参加は少ない状態です。

図表8 まちのイベントへの参加の有無
(平成29(2017)年度調査と令和5(2023)年度調査の比較)

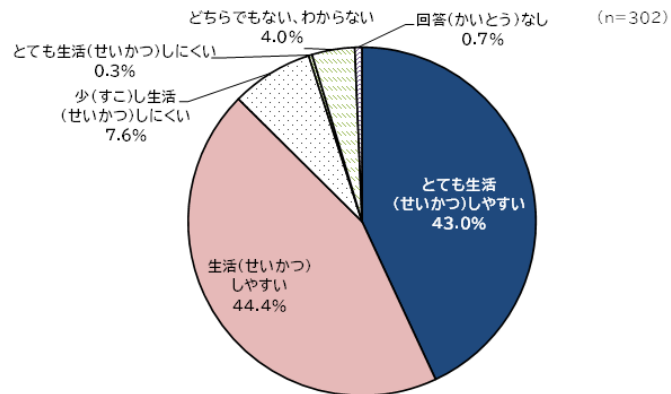


(出典)「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート(外国人市民)」

③ 安城市を住みやすいと思う外国人市民

「生活しやすい」の割合が最も高く44.4%、次いで「とても生活しやすい」が43.0%となっており、9割弱の外国人市民が本市を生活しやすいと評価しています。

図表9 安城市での生活しやすさ



(出典)「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート(外国人市民)」

(2) 日本人市民の意識

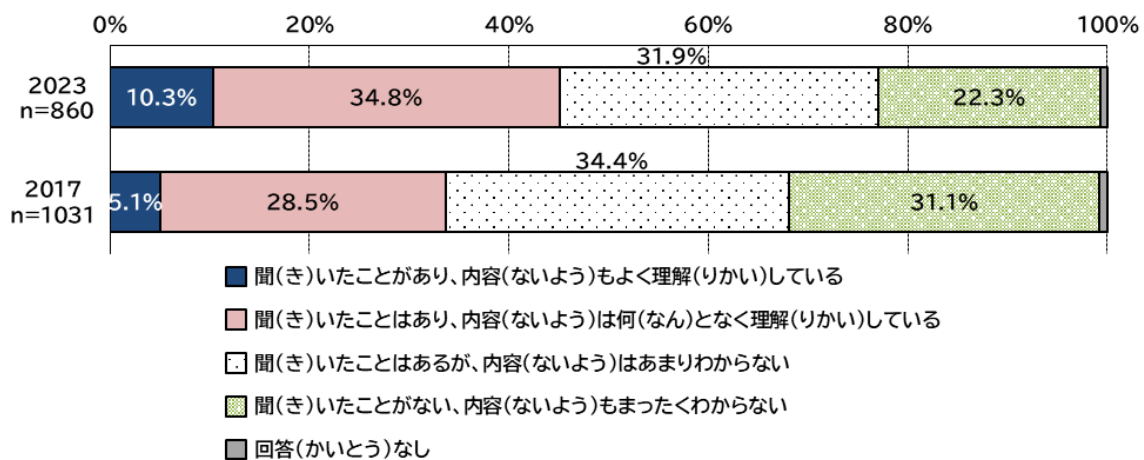
① 日本人市民の多文化共生の理解度

「聞いたことはあり、内容はなんとなく理解している」の割合が最も高く34.8%です。次いで、「聞いたことはあるが、内容はあまりわからない(31.9%)」、「聞いたことがない、内容もまったくわからない(22.3%)」の順となっています。

本市における多文化共生の理解度は高まっていますが、まだ半数以上の人が内容をよく理解していないのが現状です。

図表10 「多文化共生」という言葉の理解

(平成29(2017)年度調査と令和5(2023)年度調査の比較)

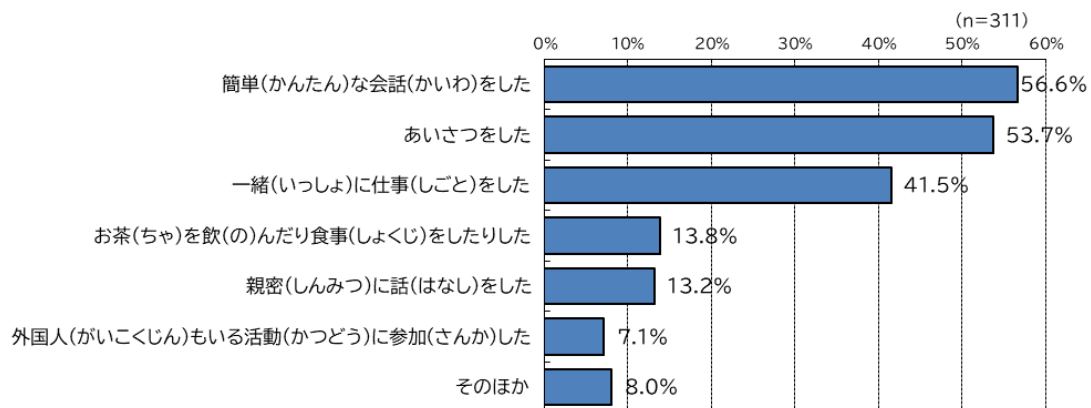


(出典)「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート(日本人市民)」

② 外国人とのコミュニケーション

最近１年間で、家族や親族以外の外国人とのコミュニケーションを取る機会のあった日本人市民は３６．２％でした。外国人とのコミュニケーションの内容としては「簡単な会話をした（５６．６％）」や「あいさつをした（５３．７％）」といった内容が多くなっており、次いで「一緒に仕事をした（４１．５％）」となっています。

図表１１ 外国人とのコミュニケーションの内容

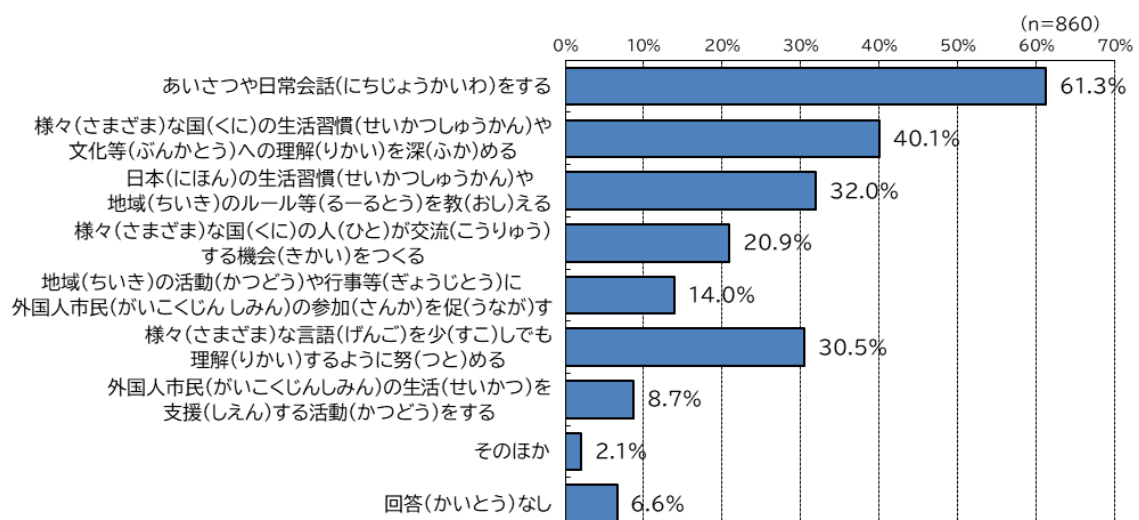


(出典)「令和５年度 多文化共生に関する市民アンケート（日本人市民）」

③ 外国人市民のために実践していること

「あいさつや日常会話をする」の割合が最も高く６１．３％です。次いで「様々な国の生活習慣や文化等への理解を深める（４０．１％）」、「日本の生活習慣や地域のルール等を教える（３２．０％）」となっています。

図表１２ 外国人市民のために実践していること



(出典)「令和５年度 多文化共生に関する市民アンケート（日本人市民）」

3 第2次安城市多文化共生プランの実施状況

(1) 施策の実施状況

第2次プランでは、理念に「だれもが安心して暮らせる 多文化のまち安城」を掲げ、7つの基本方針のもと、さまざまな取組を実施してきました。各基本方針の取組状況は以下のとおりです。

【基本方針1】多文化共生に対する理解や意識の定着

多文化共生の理解促進のため、パネル展示、講座・研修などを開催しました。加えて、市公式ウェブサイトやSNSを活用し、外国人統計の共有や周知を行いました。

【基本方針2】外国人市民の学習機会の充実

日本語教室への支援を行うとともに、日本語学習ボランティアのスキルアップ講座を開催しました。

また、市内の高校に通う高校生と協力し、小中学校の長期休暇に子どもの学習支援を行いました。

【基本方針3】日本人市民と外国人市民のコミュニケーションの充実

外国人親子と日本人親子の気軽な交流の場として多文化子育てサロンを開催するとともに、町内会・自治会へ翻訳ツールの貸出しを行いました。

また、「やさしい日本語⁴」を使用し、外国人市民も理解しやすく、気軽に他の受講者と交流できるような講座を実施しました。

【基本方針4】多くの外国人市民に伝わる情報伝達

転入時に市民課で多言語の生活ガイドブックなどを配布しました。

また、外国人市民向けに行政情報やイベント情報をまとめた情報誌を配布するとともに、SNS（facebook、Instagram）での情報発信も行いました。

【基本方針5】外国人市民の暮らしの不安軽減

市民課に、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語の通訳職員を配置するとともに、電話通訳システム、テレビ電話通訳システムを導入し、多言語での生活相談に対応しました。子ども・子育てへの支援として、日本語適応指導教室、日本語初期指導教室を行い、また、市民活動団体による子どもの放課後日本語教室、プレス

⁴ 普段使われている日本語を外国人にも分かるように配慮した日本語のこと。

クールの運営を支援しました。防災面では、多言語化された防災ガイドブック、地震ハザードマップを配布しました。

【基本方針６】外国人市民が地域で活躍できる環境づくり

外国人市民も参加している懇話会で定期的な意見交換を行うとともに、ロールモデルとなる外国人市民を広報誌で紹介しました。併せて、地域活動への参加支援として、多言語での町内会・自治会の説明資料を配布しました。

なお、外国人市民の活躍や見守りを促進するための多文化共生サポーター制度は実施に至りませんでした。

【基本方針７】多文化共生に貢献する人材の発掘・育成

市民活動団体と協働して事業を実施するとともに、情報交換を行いました。

また、市民の多文化共生活動を活性化させるための場として、多文化共生サロン設置に向けた、試行的な取組を行いました。

(2) 成果指標の達成状況と今後の課題

第２次プランでは、５つの成果指標を設定し、プランの達成状況を評価することとしています。達成状況及び成果指標を踏まえた課題は以下のとおりです。

評価基準

A：目標達成 B：目標未達成だが基準値より増加 C：基準値より減少

達成状況

成果指標	平成２９年度 【基準値】	令和５年度 【実績値】	目標値	評価
日本人市民の多文化共生の理解度	３３．６％	４５．１％	５０％	B
地域の行事等に参加したことのある外国人市民	５５．２％	５１．７％	６０％	C
安城市を住みやすいと思う外国人市民	８７．５％	８７．４％	９０％	C
外国人生徒の高校等への進学率	８２．５％	８８．９％	９１％	B
多文化共生に関わる活動を行う市民団体	５団体	９団体	８団体	A

① 日本人市民の多文化共生の理解度

基準値から11.5ポイント増加しましたが、目標値を上回ることとはできませんでした。今後、さらなる多文化共生の意識啓発や交流機会の創出が必要です。

② 地域行事等に参加したことのある外国人市民

目標値を下回るとともに、基準値から3.5ポイント減少しました。外国人市民への効果的な情報発信や、外国人市民がイベントや町内会などの行事に参加できるような仕組みづくりが必要です。

③ 安城市を住みやすいと思う外国人市民

目標値を下回るとともに、基準値から0.1ポイント減少しました。困りごとを相談しやすい環境や、子どもを育てやすい環境の整備が必要です。

④ 外国人生徒の高校等への進学率

基準値から6.4ポイント増加しましたが、目標値を上回ることとはできませんでした。学校での支援に加え、放課後学習支援の充実や日本の教育制度に対する保護者の理解促進、子どもへのキャリア教育などの取組が必要です。

⑤ 多文化共生に関わる活動を行う市民団体

目標値を上回ることができました。今後は、多文化共生に関わる活動を行う市民団体（多文化共生推進団体）への支援や行政と団体の協働などに積極的に取り組み、安城市全体で多文化共生を推進する仕組みづくりが必要です。

Ⅲ 基本的な考え方

1 理念

第2次プランの「だれもが安心して暮らせる 多文化のまち安城」を継承するとともに、日本人市民と外国人市民、行政と市民など、全ての人が協力して多文化共生社会の実現を目指すという意味を込めて、「ともにつくろう」を付け加えました。

ともにつくろう だれもが安心して暮らせる 多文化のまち安城

2 施策の方針

本プランでは、理念を踏まえ、3つの施策の方針を定めます。

(1) 多様な主体による地域づくり

多文化共生の意識啓発、多文化共生分野で活躍する市民や市民活動団体の発掘・育成、市民活動団体と行政の協働により、行政と市民、市民同士など、安城市全体で多文化共生を推進します。

重点的な取組

- 多文化共生に興味をもつ市民の発掘
- 多文化共生拠点の設置
- 多文化共生推進団体が行う交流機会の創出支援



(2) ライフステージに応じた暮らしの支援

外国人人口の増加や国籍の多様化などにより、複雑化する外国人市民からの相談に対し、さまざまな部署・機関が連携し、切れ目のない支援を行います。

また、子育てや教育、防災などに関する適切な支援を行い、安全・安心に暮らすことができる環境を整えます。

重点的な取組

- 関係部署・機関と連携した相談対応の実施
- 避難所における外国人市民への対応の円滑化
- 日本語指導が必要な児童生徒及び保護者に対する、キャリア形成や教育制度理解の促進



(3) コミュニケーションの充実

外国人市民の生活の基盤となる日本語の学習機会を充実させるとともに、必要な情報を得られるよう、効果的な情報提供・発信などに取り組みます。

また、「やさしい日本語」の普及などにより、国籍や言葉の壁を超えた市民同士のコミュニケーションを促進します。

重点的な取組

- SNSなどを活用した情報発信
- 大人日本語教室の開催・運営支援
- 「やさしい日本語」の周知



IV 施策内容

1 多様な主体による地域づくり

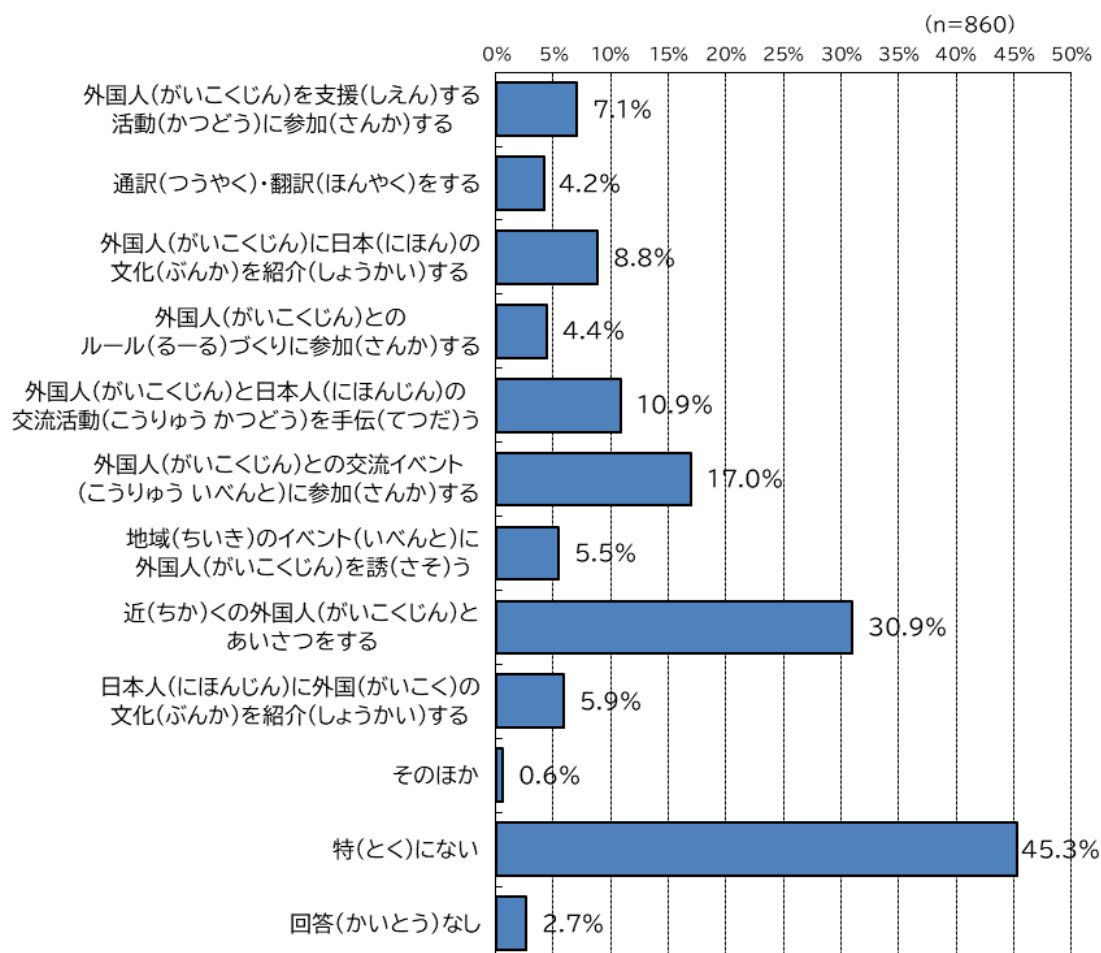
現状と課題

「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート（日本人市民）」（以下、「日本人市民アンケート」という。）において、多文化共生という言葉を理解している人は45.1%で、半数以下になっています（グラフはp9参照）。

また、多文化共生に関わる活動で参加したいと思う取組を聞いたところ、「特にない」が最も多く45.3%でした。

多文化共生の地域づくりを推進するために、日本人市民に対し、多文化共生に関する理解を促進し、担い手を発掘・育成していくことが求められています。

図表1-3 参加したい多文化共生の取組（日本人市民）

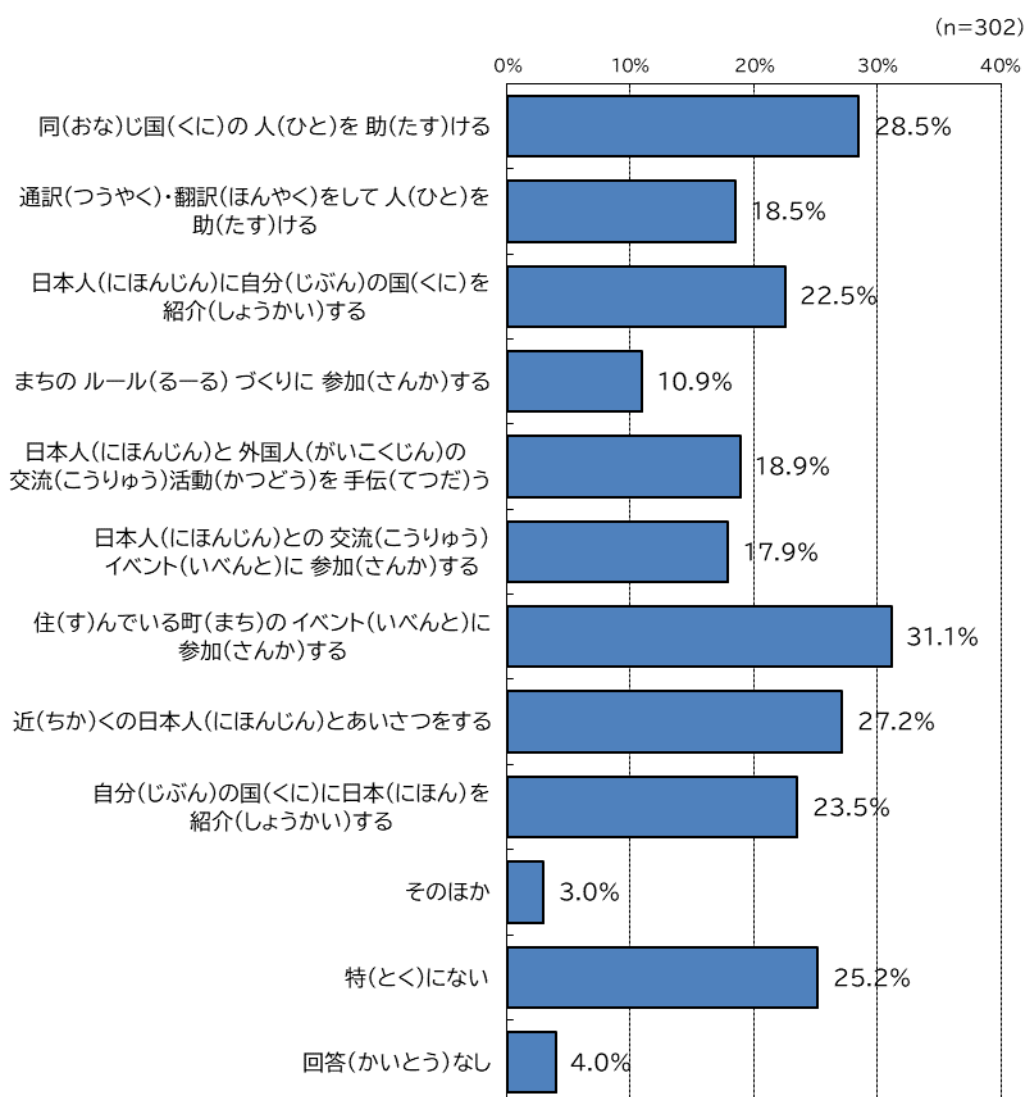


(出典)「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート（日本人市民）」

「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート（外国人市民）」（以下、「外国人市民アンケート」という。）において、多文化共生に関わる活動で参加したいと思う取組を聞いたところ、「住んでいる町のイベントに参加する」（31.1%）、「同じ国の人を助ける」（28.5%）という回答が多くなりました。

ボランティアや、日本人に自分の国を紹介したいなどと考えている外国人市民もいる中で、外国人市民が、多文化共生に関わる活動の担い手として活躍する機会が求められています。

図表14 参加したい多文化共生の取組（外国人市民）



（出典）「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート（外国人市民）」

目標(目指す姿)

- 多様な主体が連携して多文化共生を推進する
- 多文化共生を理解する日本人市民が増える
- 外国人市民が多文化共生の担い手として活躍する

成果指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
多文化共生推進団体で活動する人	160人	240人
日本人市民の多文化共生の理解度	45.1%	60.0%
まちのイベントに参加したことのある 外国人市民の割合	51.7%	60.0%

施策

1-1 多様な主体との協働

市民、多文化共生推進団体、企業など、多様な主体との連携を進めます。

また、担い手の育成や多文化共生推進団体の支援、多文化共生に関する活動を活発化させるための場の確保を行います。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(1-1-1) 多文化共生に関わる市民や、多文化共生推進団体との定期的な情報交換◎	市民協働課
(1-1-2) 多文化共生推進団体の活動支援★	市民協働課
(1-1-3) 多文化共生に興味をもつ市民の発掘◎【重点的な取組】	市民協働課
(1-1-4) 外国人雇用企業などとの連携体制の構築★	市民協働課 商工課
(1-1-5) 多文化共生拠点の設置◎【重点的な取組】	市民協働課

1-2 多文化共生の意識啓発、相互理解と交流の促進

多くの市民が多文化共生の意味を理解するための取組を行います。

また、異なる文化や習慣を持つ市民が互いを知り、交流する機会をつくります。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(1-2-1) 多文化共生の意義の周知○	市民協働課 学校教育課
(1-2-2) さまざまな国の言語や文化・習慣に触れる機会の創出○	市民協働課 アンフォーレ課
(1-2-3) 国際理解・国際交流の講座やイベントの開催○	市民協働課 生涯学習課
(1-2-4) 外国人市民も参加しやすい講座やイベントの開催○	市民協働課 生涯学習課
(1-2-5) 多文化共生推進団体が行う交流機会の創出支援◎【重点的な取組】	市民協働課
(1-2-6) 海外の姉妹都市などとの交流の実施○	市民協働課

1-3 外国人市民の活躍推進

外国人市民が意欲や能力を発揮し、社会に参画できるよう支援します。

また、地域の担い手として活躍できるよう、外国人市民と地域の関わりを促進します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(1-3-1) 活躍のロールモデルとなる外国人市民の紹介○	市民協働課
(1-3-2) 多文化共生に興味をもつ市民の発掘◎【再掲】【重点的な取組】	市民協働課
(1-3-3) 外国人市民との定期的な意見交換○	市民協働課
(1-3-4) 外国人市民に対する地域活動の啓発◎	市民協働課
(1-3-5) 身近なコミュニケーションツールの周知○	市民協働課

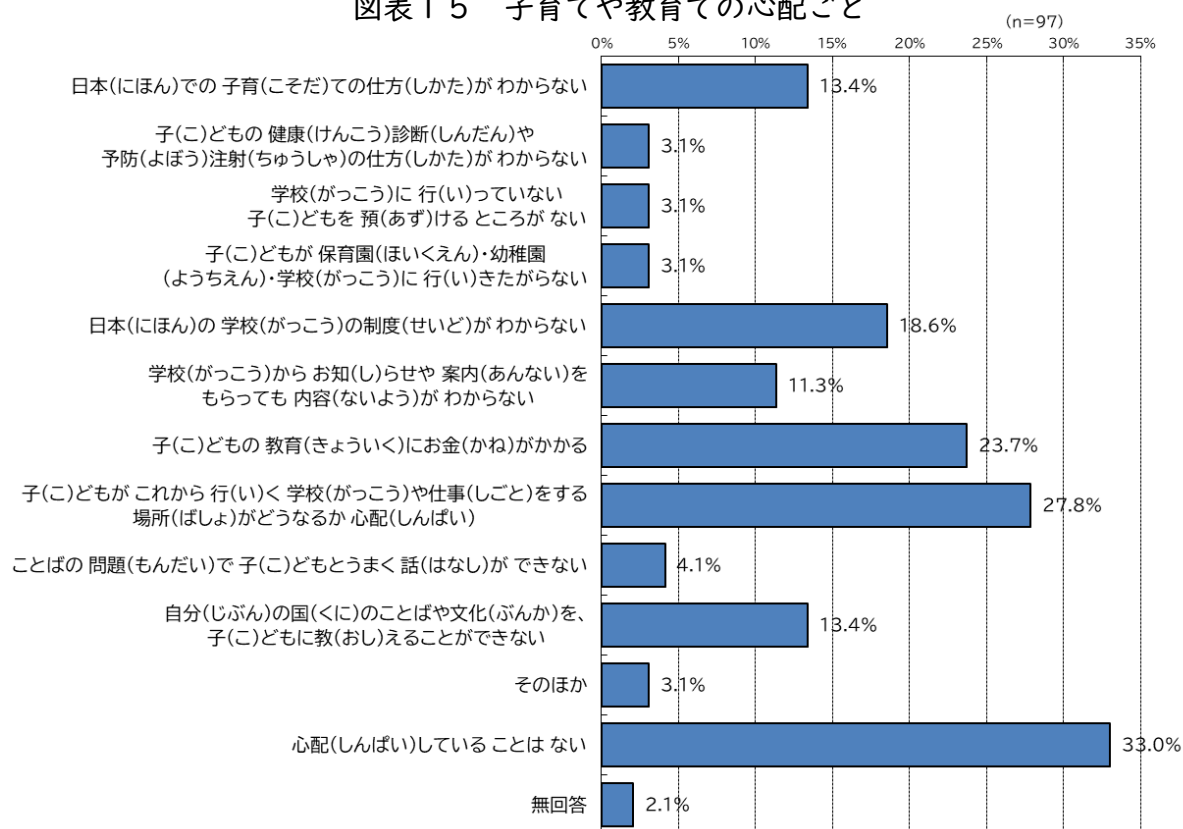
2 ライフステージに応じた暮らしの支援

現状と課題

在留資格から見た本市の外国人は、永住者、定住者が多くなっていますが、最近は、技術・人文知識・国際業務、特定技能が増えています（グラフはp6参照）。特に技術・人文知識・国際業務の増加に伴い、家族を日本に呼び寄せる場合も増え、家族滞在の在留資格が増えています。

外国人市民アンケートにおいては、子育てや教育での心配ごととして、「子どもがこれから行く学校や仕事をする場所がどうなるか心配」（27.8%）、「子どもの教育にお金がかかる」（23.7%）、「日本の学校の制度がわからない」（18.6%）の回答が多くなっており、子どもの就学、進路、キャリア教育などを早めに伝えていくことが必要です。

図表15 子育てや教育での心配ごと



(出典)「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート（外国人市民）」

また、外国人市民が困っていること・相談したいこととしては、「日本語に関するこ

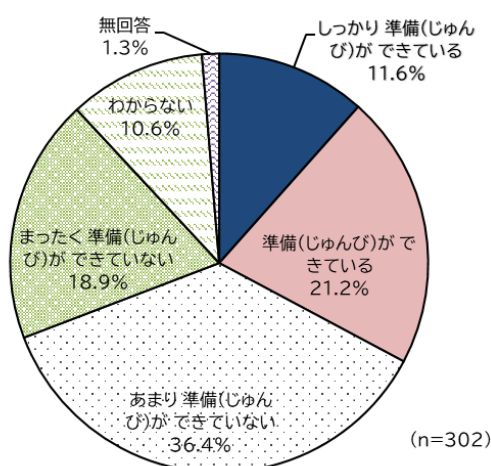
と」（話をするこ：33.4%、読むこ：31.5%）が最も多くなっていますが、

他にも「生活にかかるお金」（24.2%）、「病気や病院、医者のこと」（23.8%）、「仕事を探すこと」（15.9%）、「市役所などの手続き」（15.6%）、「日本でのからし方やルール」（12.9%）が挙げられ、多岐に渡っています（グラフはp7参照）。

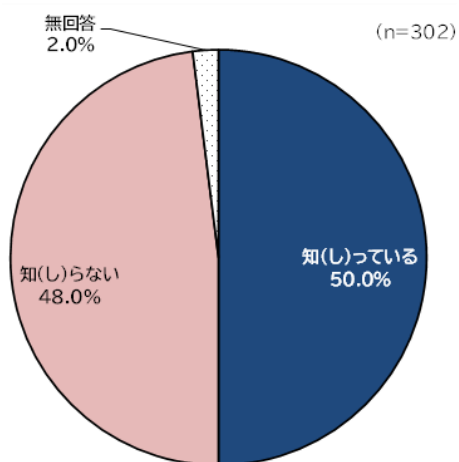
防災意識においては、3割程の外国人市民は災害への準備ができている一方で、5割以上の外国人市民は準備ができていません。避難所などは5割の外国人市民が認知し、ハザードマップは4割程の外国人市民が認知しており、いずれも前回調査より増加していますが、日本人市民に比べると、依然として低くなっています。

国籍や在留資格の構成割合の変化などにより、外国人市民からの相談が多様化・複雑化していることから、関係部署や機関が協力・連携した相談体制の構築に加え、防災などをはじめとした、外国人市民が地域で暮らすための情報やルールなどを学ぶ機会が必要です。

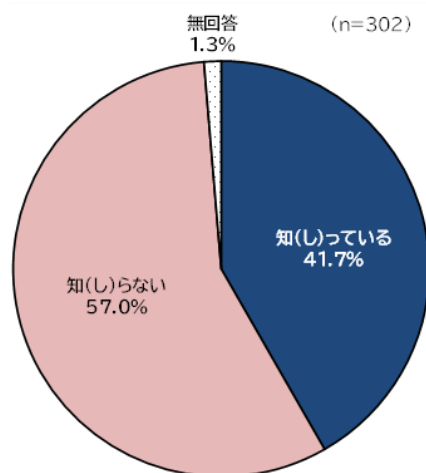
図表16 災害への準備状況



図表17 避難所などの認知度



図表18 「ハザードマップ」などの認知度



(出典)「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート（外国人市民）」

目標(目指す姿)

- 日常生活で困っている外国人市民が少なくなる
- 災害時に自ら行動することができる外国人市民が増える
- 外国人市民も安心して子育てができる

成果指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
日常生活で困っている外国人市民の割合	75.1%	65.0%
災害への準備ができていない外国人市民の割合	32.8%	50.0%
日本語指導が必要な生徒の高校などへの進学率	84.0%	91.0%

施策

2-1 外国人市民に寄り添った相談体制の構築

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、生活で生じるさまざまな問題について相談できる体制を確保します。

また、多様化・複雑化する外国人市民からの相談に対し、丁寧に寄り添い、切れ目のない支援を実施します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(2-1-1) 市役所における多言語での相談体制の確保○	市民協働課 市民課
(2-1-2) 外国人相談員や専門家による相談体制の整備★	市民協働課 社会福祉課
(2-1-3) 関係部署・機関と連携した相談対応の実施★【重点的な取組】	市役所全体
(2-1-4) 市役所における多文化共生意識の向上○	市民協働課
(2-1-5) 市役所における外国人支援の専門性や質を高める研修の実施★	市役所全体
(2-1-6) 市役所における「やさしい日本語」の活用促進○	市民協働課

2-2 安全・安心な暮らしに関する制度・情報の理解促進

外国人市民が、医療、保険、福祉など、暮らしに必要な社会保障制度について理解できるように支援します。

また、地域における日常生活のルールや防災などについて学ぶ機会をつくります。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(2-2-1) 外国人市民に対する健康保険、年金、介護保険その他の社会保障制度に関する制度の周知○	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国保年金課
(2-2-2) 防災に関する知識の周知○	市民協働課 危機管理課
(2-2-3) 地域の防災訓練、防災講習会などへの参加の促進○	市民協働課 危機管理課
(2-2-4) 避難所における外国人市民への対応の円滑化★【重点的な取組】	市民協働課 危機管理課
(2-2-5) 日常生活のルールなどに関する情報の提供◎	市民協働課 市民安全課 ごみ資源循環課
(2-2-6) 日常生活のルールなどに関する講座の開催○	市民協働課 生涯学習課
(2-2-7) 外国人市民向けの生活・イベント情報の提供○	市民協働課 生涯学習課
(2-2-8) あいち医療通訳システムの周知○	市民協働課 国保年金課 健康推進課

2-3 子ども・子育ての支援

外国人市民も安心して子育てができるように、情報提供、相談、子育ての仲間づくりによる保護者の支援や困難を抱える子どもへの支援を行います。

また、外国人市民の子どもが、将来に希望を持って暮らすことができるよう、日本語学習や日本の教育環境への適応を支援します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(2-3-1) 出産・子育て関係情報の提供○	こども課 こども発達支援課 保育課 健康推進課
(2-3-2) 子育て施設における外国人市民対応の充実○	こども課 こども発達支援課 保育課 健康推進課
(2-3-3) 子育て中の親子が集える場の提供○	市民協働課 こども課
(2-3-4) 外国人親子の子育てに関する相談・支援の実施○	こども課 健康推進課
(2-3-5) 家庭における母国文化や母語に触れる機会の支援★	市民協働課 アンフォーレ課
(2-3-6) 外国人の子どもの発達に関する相談・支援の実施○	こども課 こども発達支援課 保育課 健康推進課 障害福祉課 学校教育課
(2-3-7) 未就園・未(不)就学児に対する支援★	こども課 学校教育課
(2-3-8) 就学前の子どもに対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ機会の支援◎	市民協働課 保育課 学校教育課

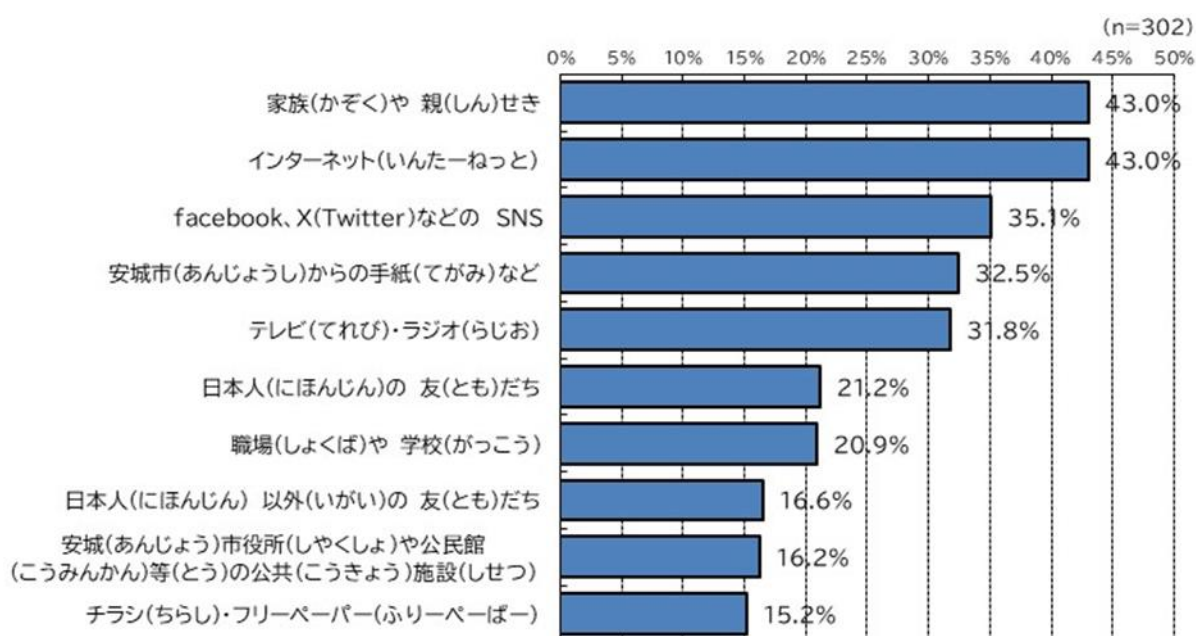
(取組番号) 主な取組＜★新規 ◎拡充 ○継続＞	主な担当課
(2-3-9) 子ども日本語教室・学習支援教室の開催・運営支援◎	市民協働課
(2-3-10) 小中学校における日本語指導が必要な児童生徒への日本語学習の支援○	学校教育課
(2-3-11) 日本語指導が必要な児童生徒の支援における多文化共生推進団体との連携促進○	市民協働課 学校教育課
(2-3-12) 日本語指導が必要な児童生徒及び保護者に対する、キャリア形成や教育制度理解の促進◎【重点的な取組】	市民協働課 学校教育課
(2-3-13) 義務教育修了以降、学習などに困難を抱える外国人青少年への支援★	市民協働課 生涯学習課

3 コミュニケーションの充実

現状と課題

外国人市民の情報の入手方法は、「家族や親せき」と「インターネット」の回答が43.0%と最も多くなっています。次いで、「facebook、X(Twitter)などのSNS」(35.1%)、「安城市からの手紙など」(32.5%)の回答の割合も高いです。SNSなどを活用した情報発信に取り組み、外国人市民が必要な情報を得られるような体制を構築する必要があります。

図表19 情報の入手方法（上位10項目）

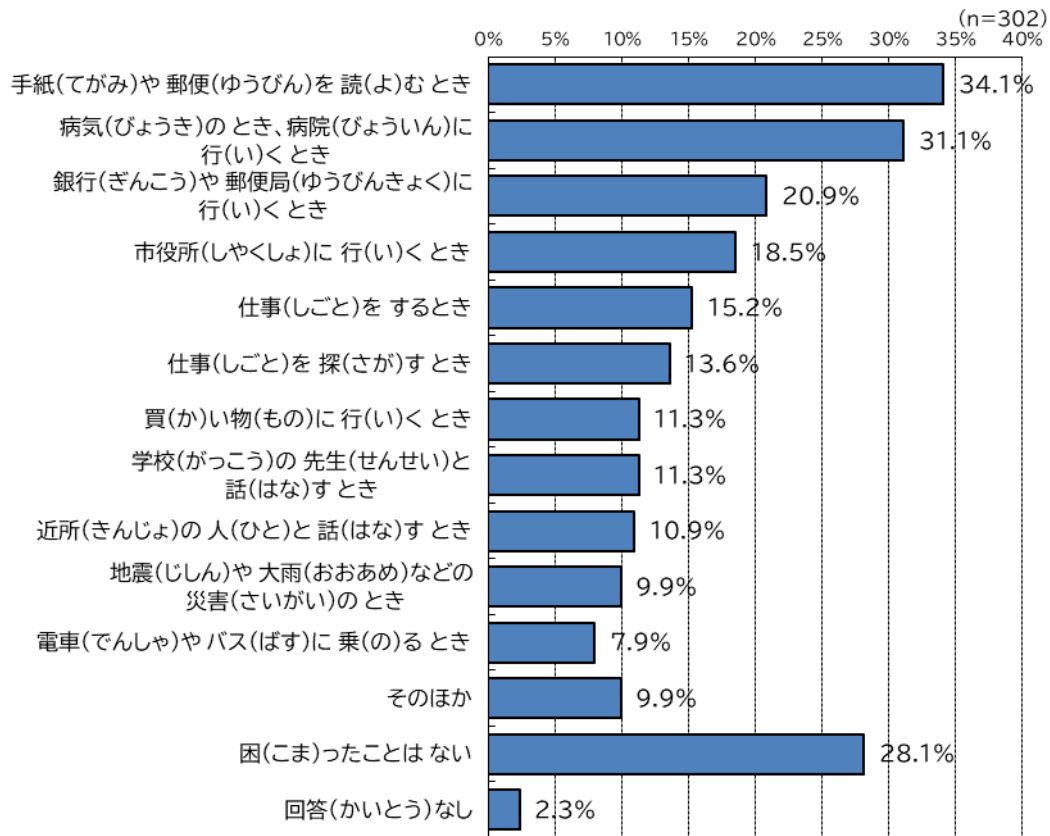


(出典)「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート（外国人市民）」

外国人市民が日本語で困ったことは、「手紙や郵便を読むとき」(34.1%)、「病気 のとき、病院に行くとき」(31.1%)の順で高くなっており、「困ったことはない」と 答えた人は28.1%となっています。

また、希望する日本語の勉強方法としては、「ボランティアなどの日本語教室」、「アプ リ等でのオンライン学習」、「YouTube等の動画で学ぶ」が多く挙げられており、日本語 に困っている外国人市民が多くいる中、日本語教室の支援などとともに、オンラインでの 学習の促進なども検討していく必要があります。

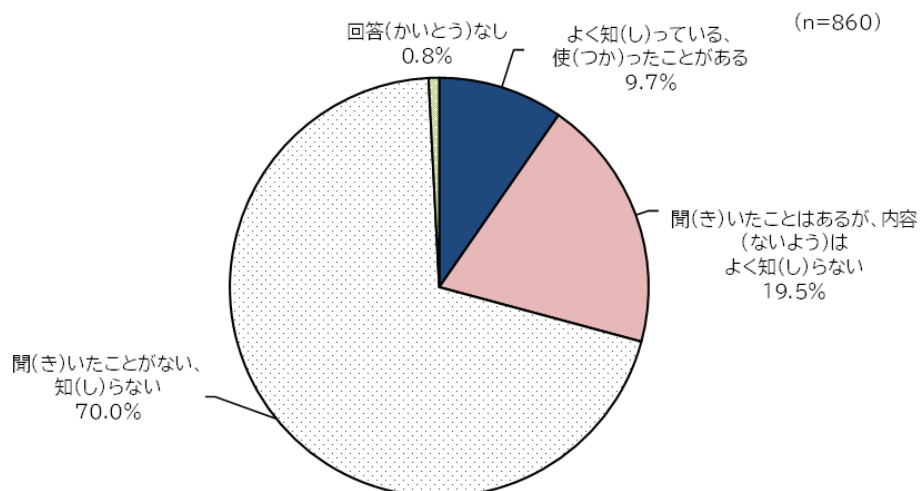
図表２０ 日本語で困ったこと



(出典)「令和５年度 多文化共生に関する市民アンケート（外国人市民）」

日本人市民における「やさしい日本語」の認知度は、「良く知っている、使ったことがある」（９．７％）と、「聞いたことはあるが、内容は良く知らない」（１９．５％）をあわせて２９．２％にとどまります。日本人市民と外国人市民のコミュニケーションを促進するため、「やさしい日本語」の普及が必要です。

図表２１ 「やさしい日本語」を知っているか



(出典)「令和５年度 多文化共生に関する市民アンケート（日本人市民）」

目標(目指す姿)

- 外国人市民が必要な情報を得ることができる
- 日本語を話せる外国人市民が増える
- 「やさしい日本語」を使う日本人市民が増える

成果指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
外国人向け SNS「Anjo-info」の登録者数	facebook：778人 Instagram：343人	facebook：1,600人 Instagram：700人
日本語で困ったことがある外国人市民の割合	69.6%	65.0%
日本人市民における「やさしい日本語」の認知度	29.2%	40.0%

施策

3-1 情報発信体制の構築

外国人市民に行政情報や生活・イベント情報が届くよう、多言語化やSNSを活用するとともに、多文化共生推進団体、企業などと連携し効果的な情報発信に取り組みます。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(3-1-1) SNSなどを活用した情報発信◎【重点的な取組】	市民協働課
(3-1-2) 市役所からの文書の多言語化の促進○	市役所全体
(3-1-3) 市役所での手続き時などを利用した情報提供○	市役所全体
(3-1-4) 外国人雇用企業への情報提供★	市民協働課 商工課
(3-1-5) 多文化共生推進団体、外国人コミュニティと連携した情報の発信★	市民協働課

3-2 日本語教育の推進

外国人市民が円滑な日常生活を送ることができるよう、文部科学省の「日本語教育の参照枠」におけるA2レベルの日本語運用能力を身につけられる日本語教育推進体制を構築するとともに、日本語学習環境の充実を図ります。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(3-2-1) 大人日本語教室の開催・運営支援◎【重点的な取組】	市民協働課
(3-2-2) 子ども日本語教室・学習支援教室の開催・運営支援【再掲】◎	市民協働課
(3-2-3) 就学前児童に対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ機会の支援【再掲】◎	市民協働課 保育課 学校教育課
(3-2-4) 日本語教室に関する情報の提供★	市民協働課
(3-2-5) オンライン学習ツールなどの情報提供★	市民協働課

3-3 国籍を超えたコミュニケーションの促進

「やさしい日本語」の活用などにより、市職員と外国人市民のみならず、日常生活や地域における外国人市民と日本人市民の国籍を超えた円滑なコミュニケーションを促進します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(3-3-1) 「やさしい日本語」の周知★【重点的な取組】	市民協働課
(3-3-2) 「やさしい日本語」に関する講座の開催★	市民協働課
(3-3-3) 身近なコミュニケーションツールの周知【再掲】○	市民協働課
(3-3-4) 市役所における「やさしい日本語」の活用促進【再掲】○	市民協働課

V プランの推進に向けて

1 プランの周知

本プランに掲げている取組を着実に実施し、多文化共生を推進していくためには、市職員はもとより、市民をはじめとした多様な主体が本プランを知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取組の第一歩として必要です。

そのため、市公式ウェブサイトやSNSなどを活用して、本プランの趣旨や内容について周知を図るとともに、多文化共生の推進に関する講座やイベントといった、多様な主体と直接関わる機会をとおして、本プランの周知に努めます。

2 プランの推進体制

本プランの推進にあたっては、安城市、市民、団体、企業が連携・協働しながら、取組を実施していきます。

また、安城市においては、市民協働課が多文化共生の推進役として、取組をけん引していきます。

主体		役割
安城市		本プランに基づき、外国人市民の身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進します。 また、国や県の施策を活用するとともに、関係機関との連携を図り、行政が一体となった多文化共生施策を推進します。
市民	日本人市民	外国の文化や生活習慣などの違いがあることを認識し、地域社会で外国人市民を対等なパートナーとして受け入れることが求められます。
	外国人市民	日本で暮らす上で必要なルールや制度を十分認識し、地域住民としての義務や責任を果たしながら、積極的に地域活動へ参加していくことが求められます。 また、自らのアイデンティティは守りつつも、日本での生活に必要な日本語能力の習得などに努め、自立して生活していくことが求められます。

主体		役割
団体	安城市国際交流協会	姉妹都市との交換学生派遣や市民派遣などとおした国際交流活動に取り組むとともに、安城市、市民、他の団体などと連携・協働して多文化共生を推進します。
	多文化共生推進団体	外国人市民と距離の近い存在として、外国人市民に対する細やかな支援や、関係機関へのつなぎ役としての役割が求められます。 また、日本人市民と外国人市民との交流の場づくりの担い手になることが求められます。
	地域組織 (町内会など)	地域コミュニティの中心的役割を担っている組織として、外国人市民も地域の一員として受け入れ、支えていくことが求められます。 また、地域組織の担い手として共に活動していくことも求められます。
企業		外国人労働者に対する人権の尊重、労働関係法令の遵守、日本語の習得や、地域社会に適應するための支援などが求められます。 また、外国人労働者が将来にわたって増加していくことが予想される中、これまで以上に安城市、市民及び団体などと協働・連携していくことが求められます。

3 プランの進捗管理

本プランの進捗管理については、市民協働課が関係各課に対し、毎年進捗状況の調査を行い、プランに基づく施策の取組内容及び進捗状況（以下、「実績」という。）を取りまとめていきます。

また、第3次安城市多文化共生プラン策定審議会の委員を中心に構成する「多文化共生懇話会⁵」で、市民協働課で取りまとめた実績を報告し、委員から意見などを聴取します。

⁵ 安城市多文化共生プラン策定審議会は、安城市附属機関の設置に関する条例に基づき、プランの策定期間に限り設置されます。そのため、プランの策定期間外において、プランの進捗状況などに対する意見を外部から聴取するために、多文化共生懇話会を設置します。

【資料編】

1 国や県の動向

(1) 地域における多文化共生推進プラン(総務省)

地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、平成18年3月に策定された「地域における多文化共生推進プラン」が令和2(2020)年9月に改訂されました。

多文化共生施策を推進する今日的意義として、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」「外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献」「地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保」「受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現」が示されています。

(2) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(法務省出入国在留管理庁)

「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から法務大臣に提出された意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策などが「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」にて示されています。

令和4(2022)年6月に策定され、令和5(2023)年度と令和6(2024)年度に一部改訂されたロードマップでは、目指すべき外国人との共生社会のビジョンとして、「安全・安心な社会」「多様性に富んだ活力ある社会」「個人の尊厳と人権を尊重した社会」が示されています。

また、取り組むべき中長期的な課題(重点事項)として、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」「共生社会の基盤整備に向けた取組」が掲げられています。

(3) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(文部科学省)

日本語教育に関する施策を推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、諸外国との交流の促進などを目的とした「日本語教育推進法」が、令和元(2019)年6月に公布・施行されました。これを受けて、令和2(2020)年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。

日本語教育の推進の目的として、「共生社会の実現」「諸外国との交流」「友好関係の維持・発展に寄与」することが掲げられています。

また、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施することが示されています。

(4) 第4次あいち多文化共生推進プラン(愛知県)

愛知県の多文化共生推進プランの第4次プランが令和4（2022）年12月に策定されました。基本目標を「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」とし、施策の柱として「コミュニケーション支援」「生活支援」「意識啓発と社会参画支援」「地域活性化の推進やグローバル化への対応」が掲げられています。

また、重点的な取組の方向性として、「安全・安心な暮らしを支える体制の強化」「持続可能な地域日本語教育推進体制づくり」「外国人県民の活躍促進」「多文化共生への理解促進」が示されています。

(5) 愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針(愛知県)

「日本語教育の推進に関する法律」の成立、国による基本方針の策定をうけ、県の地域日本語教育に関わるさまざまな主体の役割を整理し、概ね今後5年間の基本方針を定めた「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」が令和4（2022）年3月に策定されました。

基本方針として「生活者として必要な日本語の学習を希望するすべての外国人県民に日本語を学習する機会を保障する」「全ての県民が、互いの文化的背景や習慣の違いに理解を深め、日常生活において分かりやすい日本語を使ってコミュニケーションができることを目指して、啓発活動を行う」「『あいち地域日本語教育推進センター』が中心となり、市町村、国際交流協会、日本語教育関係機関・団体、外国人を雇用する企業、NPO等が連携、協力する『オール愛知』の推進体制を構築する」が示されています。

この基本方針では、一人でも多くの外国人県民が、文部科学省の「日本語教育の参照枠」におけるA2レベルの日本語運用能力を身につけられるような、日本語学習支援の体制構築を目指しています。

2 策定体制

(1) 安城市多文化共生プラン策定審議会

① 審議会委員

氏 名	所 属	選任区分
岩崎 友美		市民（公募市民）
大屋 正人		市民（公募市民）
ギョルル 友唯		市民（公募市民）
小久保 互		市民（公募市民）
本多 悦子		市民（公募市民）
近藤 敦	名城大学 法学部 教授	学識経験者
高木 祐子	特定非営利活動法人 多文化共生サポート Adagio 代表理事	学識経験者
土井 佳彦	特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海 代表理事	学識経験者
石田 レオナルド		市長が必要と認めた者 （外国人市民）
江田 タケシ		市長が必要と認めた者 （外国人市民）
石川 愛子	株式会社 石川精工 取締役	市長が必要と認めた者 （企業関係者）
石川 治彦	東洋理工 株式会社 総合企画室 取締役 室長	市長が必要と認めた者 （企業関係者）
小倉 とみ子	安城市国際交流協会 多文化共生委員長	市長が必要と認めた者 （国際交流関係団体）
大峯 周二	土器田町内会 会長	市長が必要と認めた者 （地域組織関係者）
神谷 明文	社会福祉法人 安城市社会福祉協議会 会長	市長が必要と認めた者 （福祉団体）

② 審議会規則

安城市多文化共生プラン策定審議会規則

平成29年3月31日安城市規則第6号

安城市多文化共生プラン策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市多文化共生プラン策定審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3 策定経過

(1) 審議会など策定経過

開催日	会議	内容
令和5年9月20日	第1回	・ 審議会への諮問 ・ 安城市多文化共生プラン策定について ・ 安城市における現状と課題 ・ アンケート及びヒアリング調査について
令和6年2月20日	第2回	・ 市民アンケート及びヒアリングの結果 ・ 第2次安城市多文化共生プランの取組状況 ・ 第3次安城市多文化共生プランの骨子案
令和6年8月9日	第3回	・ 第3次安城市多文化共生プランの素案 ・ 施策の内容、素案全体などについて
令和6年10月11日	第4回	・ 第3次安城市多文化共生プランの案 ・ 推進体制、評価指標などについて
令和6年11月29日	第5回	・ パブリックコメントの実施について
令和6年12月16日～ 令和7年1月14日		・ パブリックコメント
令和7年2月14日	第6回	・ パブリックコメントの結果及び最終プランについて ・ 市長への答申について
令和7年3月7日		・ 市長への答申

(2)「令和5年度 多文化共生に関する市民アンケート」実施概要

日本人市民	
調査対象	安城市に住む16歳以上の日本人市民
調査期間	令和5年11月13日～12月15日
配布・回収数	配布数2,000件 回収数860件（回収率43.0%）
回答種別	郵送403件（46.9%） Web457件（53.1%）

外国人市民	
調査対象	安城市に住む16歳以上の外国人市民
調査期間	令和5年11月13日～12月15日
配布・回収数	配布数1,000件 回収数302件（回収率30.2%）
回答種別	郵送166件（55.0%） Web130件（43.0%） SNS展開6件（2.0%）

(3)「多文化共生に関するヒアリング調査」実施概要

調査対象	市民活動団体・教育関係団体6団体
	保育園2園
	地域組織3町内会
	企業2事業者
	多文化子育てサロン及び日本語教室など参加者
調査期間	令和5年11月～令和6年1月
調査方法	対面による聞き取り

第3次安城市多文化共生プラン

令和7(2025)～令和11(2029)年度

編集・発行 —————

安城市 市民生活部 市民協働課

〒446-8501 愛知県 安城市 桜町 18番23号

TEL:0566-71-2218 FAX:0566-72-3741

E-mail:kyodo@city.anjo.lg.jp